

事務名	プールの許可経営者の地位の相続、法人の合併又は分割による承継の届出
根拠法令	プール等取締条例第3条の2

前条第一項の規定により経営の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について相続、合併又は分割(当該経営を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。